

2007年1月16日

京都府商工部消費生活室 御中

『消費生活の安定及び向上に関する条例』改正案の骨子』にたいする意見

京都府生活協同組合連合会 専務理事 小峰耕二
京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F
電話：075-251-1551

2004年6月、1968年に制定された「消費者保護基本法」が36年ぶりに抜本改正され、あらたに「消費者基本法」として公布・施行されました。本府においても、国政の動向をふまえながら、現行条例の改正にかんして、熱心で活発な審議がおこなわれ、今日、「改正案の骨子」というかたちで広く府民に公開され、意見をもとめる段階となりましたことにつきまして、関係各位のご努力にふかく敬意を表する次第です。

私は、「骨子」が以下の点をあきらかしていることについて評価し、支持するものです。

- ①消費者の権利についての規定をあらたにし、その実現にあつては年齢その他の特性に配慮すること。
- ②府、事業者および事業者団体、消費者および消費者団体との連携・協働について盛り込むとしたこと。
- ③消費者被害拡大防止にむけて、すみやかな被害情報の提供や悪質事業者名等の公表規定などを見直すとしたこと。
- ④高齢者などの消費者被害を防ぐため、不当な取引行為を追加、見直すとしたこと。
- ⑤不当な取引行為などの差止請求をおこなう適格消費者団体への支援をおこなうとしたこと。

以上については、ぜひ、改正条例に反映いただきたいと思います。

以下については、改善検討いただきたい点および条例にぜひとも明記いただきたい点にしぼったかたちで、いくつか意見を申しのべます。

【1】「1 条例改正の背景と意義など」について

- (1) 2番目の○印部中の「消費者の利益を擁護するためには、これらの格差を是正し、消費者の権利の確立とその自立支援を図ることが必要です」とありますが、「消費者の権利の確立とその自立支援」がなぜ必要であるのかについては、「骨子」としての叙述であるがゆえか、もうひとつ関係性がかみにくく、府民にとっては読みとりがたいものとなっているように思われます。条例改正にさいしては、この部分について理解の手助けとなる、わかりやすい解説資料の提供についてご検討いただければと思います。
- (2) 3番目の○印部中の「誠実な事業者と自立した消費者が健全な関係を育み、健全な市場を形成していくことが重要です」とありますが、「安心・安全な消費生活を実現するために」なぜ、そのことが重要であるのかについて、いまひとつ、わかりにくいように思われます。前項と同

様、条例改正にさいしては、この部分について理解の手助けとなる、わかりやすい解説資料の提供についてご検討いただければと思います。

- (3) 消費者の「自立」ということがくりかえし強調されていますが、はたして現在の状況からみて、少し強調しすぎではないでしょうか。たしかに、消費者権利の確立とその主体的な権利行使を大切にしていくという視点は重要ですが、現在、悪徳商法をはじめ消費者被害が少なからず発生しているのは、若年者・高齢者・障害者など、判断力や知識等の面で弱い立場にある層、すなわち「消費者として自立することが困難」な人びとです。この意味では行政による救済をはじめとする「消費者保護」の側面もひきつづき不可欠なのであって、「骨子」全体を読みとるならば、この側面は今回の改正にあたっての重要な部分を形成しているように思われます。後半の「6 消費生活の安心・安全の確保のための基本的な施策」や「7 消費者被害の未然防止、早期救済を図るための施策」部分と、「1 条例改正の背景と意義など」部分の叙述とのあいだで整合性が十分はかられていない印象をもちました。この点についても、条例改正にさいしては、理解の手助けとなる、わかりやすい解説資料の提供についてご検討いただければ幸甚です。

[2] 「2 目的と基本理念」について

- (1) 「消費者の権利」についてですが、これまで検討をおこなってきた「施策検討部会」でも、また「消費生活審議会」においても、「9つの権利」として確認してきたと報告をうけております。しかし、「骨子」には「8つの権利」しか記されていません。1月15日におこなわれた意見交換会でも、この点についての質問があいつぎました。消費者の権利規定は、今回の条例改正の基本趣旨にかかわるもっとも重要な事項であり、消費生活審議会施策検討部会においても、相当の時間を費やし、一字一句討議し、確認した事項と聞いております。条例改正の基本趣旨にかかわるもっとも重要な事項について、消費生活審議会の見解と行政の見解とのあいだに「齟齬」が生ずることは、けして望ましいことではないと思います。消費生活審議会には、学識者をはじめ事業者団体・消費者団体など幅広い出身分野の委員が出席し、熱心な討議をへて委員全員の合意をもって「中間報告」をまとめたわけであり、当然、このプロセス手順を十分に反映した条例改正作業がおこなわれてしかるべきと考えます。この部分にかんする「骨子」公表の経緯を鑑みますに、今回の条例改正の基本趣旨のひとつである「府、事業者および事業者団体、消費者および消費者団体との連携・協働」という精神からいっても首をかしげざるをえませんし、このことで行政にたいする信頼がゆらぎはしないかと懸念する次第です。消費生活審議会で確認された「中間報告」にもとづいて、「消費者団体を組織し、行動する権利」を改正条例中に明記し、「9つの権利」として規定してください。

[3] 「3 責務と役割」について

- (1) 「府の責務」中の①は「総合的な消費生活に関する施策の策定・計画的な実施」と、改正条例には下線部を盛り込んでください。
- (2) 「事業者団体の役割」中の③は「消費者および消費者団体との交流の促進を図り、消費者の信頼を確保……」と改正条例には下線部を盛り込んでください。

[4] 「5 連携・協働」について

- (1) ①は「府は……（略）……消費者及び消費者団体との交流の機会の提供その他必要な施策の積極的な実施に努めます」という表現で、改正条例に盛り込んでください。

[5] 「7 消費者被害の未然防止、早期救済を図るための施策」について

- (1) 「適格消費者団体に対し消費者の相談情報など」の提供は、非常に重要な事柄であり、改正条例に明記してください。昨年、パブリックコメントに付された適格消費者団体にかんする施行規則案においては、適格消費者団体への情報提供については「法以外の法令（条例を含む。）の規定により」との表現で提案されており、本府の改正条例にこの点を明記しておく必要があります。
- (2) あわせて、消費生活審議会で確認された「消費生活の安定及び向上に関する条例の見直しについて（中間報告）」で「適格消費者団体が広く府民に認知され、その活動を支援できるよう条例に位置づけることが望ましい」と指摘されているように、適格消費者団体の社会的認知と活動支援について、改正条例に明記していただきたいと思います。
- (3) おなじく「中間報告」は、「消費者に対しての訴訟費用貸付制度の拡大を含め、消費者団体訴訟を担う適格消費者団体に対しても、必要な支援が検討されることが望まれる」と指摘していますので、この点も改正条例に明記してください。

[6] 「9 行動計画の策定」について

- (1) 行動計画については、少なくとも3～5年スパンの基本計画とし、年次ごとブレークダウンする手法のものとし、あわせてPDCA型のマネジメント・スタイルで構成されるよう、改正条例にその趣旨を盛り込んでください。
- (2) 行動計画を策定するにあたっては、府民の意見を反映させることはもちろん、「消費生活審議会の意見を聴くこと」を条例に明記してください。

[7] 「10 京都府消費生活審議会の設置」について

- (1) ①「府は、消費生活の安定及び向上を図るための重要事項の調査・審議並びに行動計画の実施状況についての評価及び苦情のあっせん及び調停等を行うため、引き続き、京都府消費生活審議会を設置」と、下線部を改正条例に盛り込んでください。

以上